

## 各年度ごとの価格と審査申出

土地及び家屋の区分	年度の区分	基準年度 (令和 6 年度)	第二年度 (令和 7 年度)	第三年度 (令和 8 年度)
基準年度(令和 6 年度)の賦課期日(令和 6 年(2024)1月1日)に所在する土地又は家屋		その土地又は家屋の基準年度の価格	据置価格	据置価格
				その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)
				土地の修正価格(※2)
			その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)	据置価格
				その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)
				土地の修正価格(※2)
			土地の修正価格(※2)	据置価格
				その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)
				土地の修正価格(※2)
第二年度において新たに固定資産税を課税されることになる土地又は家屋			その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※3)	据置価格
				その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※1)
				土地の修正価格(※2)
第三年度において新たに固定資産税を課税されることになる土地又は家屋				その土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格(※3)

※1 土地の地目の変換や家屋の改築等によって前年度の価格からその価格が変わった場合など。

※2 土地の下落により土地の価格が修正された場合。

※3 土地の分筆や家屋の新築などにより、新たに価格等が固定資産課税台帳に登録された場合など。

■については第二年度、第三年度での、■については第三年度での、審査申出はできません。